

改 正 後	改 正 前
<p>第2 遵守事項</p> <p>1 表示の方法</p> <p>表示事項の表示に際しては、製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 栄養成分量等</p> <p>粗たん白質、粗脂肪、カルシウム及びびりんの成分量の最小量（環境負荷低減型配合飼料の粗たん白質及びびりんにあつては、これらの成分量の最大量）、粗繊維及び粗灰分の成分量の最大量、可消化養分総量及び代謝エネルギーの最小量並びに揮発性塩基性窒素の含有量の最大量（以下「栄養成分量等」という。）は、次の例により記載すること。</p> <p>ア～ケ [略]</p> <p>(5) <u>配合飼料の原材料名並びに原材料の区分及び区分別配合割合</u></p> <p>ア <u>原材料名は、最も一般的な名称をもつて記載すること。</u></p> <p>イ <u>原材料名は、原材料の区分ごとに配合割合の高いものから順に記載すること。ただし、原材料の調達に係る事情の変化によつて一時的に軽微な配合割合の変更をしたことにより、原材料名の記載順を変更する必要が生じた場合において、当該配合割合の変更に伴い栄養成分量等に係る(4)の記載を変更する必要がないときは、原材料名の記載順の変更を要しない。</u></p> <p>ウ <u>原材料の区分は、区分別配合割合を併記し、区分別配合割合の高いものから順に記載すること。ただし、原材料の調達に係る事情の変化によつて一時的に軽微な配合割合の変更をしたことにより、区分別配合割合の記載を変更する必要が生じた場合において、当該配合割合の変更に伴い栄養成分量等に係る(4)の記載を変更する必要がないときは、区分別配合割合の記載を変更することを要しない。</u></p> <p>エ <u>原材料の調達に係る事情の変化により当該飼料に使用しないこ</u></p>	<p>第2 遵守事項</p> <p>1 表示の方法</p> <p>表示事項の表示に際しては、製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 栄養成分量等</p> <p>粗たん白質、粗脂肪、カルシウム及びびりんの成分量の最小量（環境負荷低減型配合飼料の粗たん白質及びびりんにあつては、これらの成分量の最大量）、粗繊維及び粗灰分の成分量の最大量、可消化養分総量及び代謝エネルギーの最小量並びに揮発性塩基性窒素の含有量の最大量は、次の例により記載すること。</p> <p>ア～ケ [略]</p> <p>(5) <u>原材料名</u></p> <p>ア <u>原材料名は、最も一般的な名称をもつて記載すること。</u></p> <p>イ <u>混合飼料の原材料名は、配合割合の大きいものから順に記載すること。</u></p> <p>ウ <u>配合飼料は、原材料の区分名を区分別配合割合の大きいものか</u></p>

とがあると想定される原材料がある場合において、当該原材料の数が5を超えず、かつ、当該原材料のそれぞれの配合割合が3パーセント以内であるときは、その旨を明記して、次の例により記載することができる。

原材料の区分	区分別配合割合	原材料名
穀類	60%	とうもろこし、大麦、(小麦)
そうこう類	10%	ふすま、米ぬか、(麦ぬか)
植物性油かす類	10%	大豆油かす、あまに油かす、(なたね油かす)
動物質性飼料	10%	魚粉、肉粉、(肉骨粉)
その他	10%	食塩、炭酸カルシウム、(リン酸カルシウム)

(注)

- 1 原材料名は、原則として配合割合の高い順である。
- 2 ( ) 内の原材料は、原材料の調達に係る事情の変化により使用しないことがある。

備考 飼料添加物は、「その他」の欄に記載することを要しない。

(6) 混合飼料の原材料名及び配合割合

- ア 原材料名は、最も一般的な名称をもつて記載すること。
- イ 原材料名は、配合割合を併記し、配合割合の高いものから順に記載すること。ただし、原材料の調達に係る事情の変化によつて一時的に軽微な配合割合の変更をしたことにより、配合割合の記載を変更する必要が生じた場合において、当該配合割合の変更に伴い栄養成分量等に係る(4)の記載を変更する必要がないとき

ら順に、かつ、当該区分ごとに原材料名を配合割合の大きいものから順に記載すること。ただし、原料事情等により使用しないことがある原材料で、かつ、その配合割合が3パーセント以内のものについては、その数が5を超えない範囲において、その旨を明記して、次に掲げる例により記載することができる。

原材料の区分	区分別配合割合	原材料名
穀類	60%	とうもろこし、大麦、(小麦)
そうこう類	10%	ふすま、米ぬか、(麦ぬか)
植物性油かす類	10%	大豆油かす、あまに油かす、(なたね油かす)
動物質性飼料	10%	魚粉、肉粉、(肉骨粉)
その他	10%	食塩、炭酸カルシウム、(リン酸カルシウム)

(注)

- 1 原材料名は、配合割合の大きい順である。
- 2 ( ) 内の原材料は、原料事情等により使用しないことがある。

備考 飼料添加物は、「その他」の欄に記載することを要しない。

(6) 配合割合

- ア 混合飼料は、原材料名と併記して記載すること。
- イ 配合飼料は、(5)のウの例により、区分別配合割合を記載すること。

は、配合割合の記載を変更することを要しない。

2～7 [略]

8 製造業者は、飼料を継続的に供給する旨の契約を飼料の消費者と締結した場合において、当該契約に基づき、当該契約において定められた栄養成分等又は原材料の配合割合に従って飼料を製造し、当該飼料を当該消費者に対して販売するときは、当該飼料又はその容器若しくは包装に付する表示に「指定配合」の文字を記載することにより、表示事項（当該契約の契約書その他の書面により明らかにされている事項（別表の備考1に規定する一般表示事項を除く。）に限る。）を省略することができる。

別表（第1関係）

飼 料		表 示 事 項
1 単 体 飼 料	(1)～(6) [略]	[略]
2	配合飼料	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量（環境負荷低減型配合飼料にあつては、その成分の最大量） 粗脂肪の成分量の最小量 りんの成分の最小量（環境負荷低減型配合飼料にあつては、その成分の最大量） 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の最大量 可消化養分総量の最小量（牛及び豚に使用されるものに限る。） 代謝エネルギーの最小量（鶏に使用されるものに限る。）

2～7 [略]

（新設）

別表（第1関係）

飼 料		表 示 事 項
1 単 体 飼 料	(1)～(6) [略]	[略]
2	配合飼料	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量（環境負荷低減型配合飼料にあつては、その成分の最大量） 粗脂肪の成分量の最小量 りんの成分の最小量（環境負荷低減型配合飼料にあつては、その成分の最大量） 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の最大量 可消化養分総量の最小量（牛及び豚に使用されるものに限る。） 代謝エネルギーの最小量（鶏に使用されるものに限る。）

		原材料名 原材料の <u>区分</u> 及び区分別配合割合
3 混 合 飼 料	(1) ~ (5) 〔略〕	〔略〕
備考 〔略〕		

		原材料名 原材料の区分別配合割合
3 混 合 飼 料	(1)~(5) 〔略〕	〔略〕
備考 〔略〕		